

2017年3月31日発行

いよいよ新年度が始まります。人事異動があったり、新入社員を迎えたりと、新たな環境で仕事を始める人も多いのではないのでしょうか。環境の変化は、多少なりともストレスの原因となりますから、仕事と生活の切り替えを上手に行いたいものです。

今月は、長時間労働削減について、多方面で活躍される小室淑恵さんに話を伺いました。最新情報ではセミナー等の告知もあります。ぜひご参照ください。

-----<< 目次 >>-----

■コラム：長時間労働削減をいかに成果につなげるか

》 株式会社ワーク・ライフバランス

代表取締役

小室 淑恵さん

■取組事例紹介：職場主体で取り組む「働き方改革」

》 味の素株式会社

■最新情報：

》 国・地方公共団体等の取組

▼男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会報告書

「男性の暮らし方・意識の変革に向けた課題と方策」を公表しました。

【内閣府】他

▼「あおり女性活躍応援宣言企業」登録

【青森県】他

---■◇コラム◇■---

》 長時間労働削減をいかに成果につなげるか
株式会社ワーク・ライフバランス

代表取締役 小室 淑恵さん

<小室 淑恵さんプロフィール>

2006年株式会社ワーク・ライフバランスを設立。安倍内閣「産業競争力会議議員」、文部科学省「中央教育審議会委員」、内閣府「子ども子育て会議委員」、経済産業省「産業構造審議会委員」、厚生労働省「社会保障審議会年金部会委員」など複数の公職を歴任。『労働時間革命 残業削減で業績向上! その仕組みが分かる』(毎日新聞出版)など著書多数。2014年5月ベストマザー賞(経済部門)受賞。2児の母として子育てをしながら、多方面で活躍中。

働き方改革の一環として、長時間労働削減を目指す企業が増えています。しかし、長続きしない、失敗してしまうケースも珍しくありません。成功につなげるための長時間労働削減のポイントはどこにあるのか。設立以来900社以上の企業に働き方の見直しのコンサルティングを行ってきた、株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役の小室淑恵さんに伺いました。

■ “やらされる” だけではうまくいかない

そもそも、長時間労働の削減は何のために必要なのでしょうか。既に削減に取り組んでいる企業は、業界での生き残りをかけて社員全体が疲弊しない仕事のスタイル作りを目指しています。長時間労働をなくせば、多くの労働力の活用につながります。男女関わらず、多様な世代がいる企業は、多様なアイデアによって切磋琢磨し、高い付加価値を生み出すことが可能です。つまり、長時間労働の削減は、福利厚生ではなく経営戦略として行うべきことなのです。

しかし、労働時間を削ることだけにとらわれた方法では、一時的なキャンペーンに終わるばかりか、社員のモチベーション低下、持ち帰り残業の増加とそれに伴うコンプライアンス上のリスクの発生、チームワークの崩壊など、悪循環を招くばかりです。長時間労働の削減を成功させるには、組織に根付かせ、社員が自発的に取り組む仕組みづくりが欠かせません。

■ 自発的に動く、仕組みづくりを行う

以下に、900社以上の「働き方見直しコンサルティング」を通して一番効果が出た方法をご紹介します。長時間労働削減のトライアルチームとして、社員10人を1チームとして4~6チーム作ります。「意識の高いチーム」「平均的なチーム」「残業が特に多いハードなチーム」で構成するのが理想です。トライアルチームは8か月を1タームとして、次の4つのステップ(1)現在の働き方を確認する(2)業務の課題を出す、分析する(3)ミーティングで働き方を見直す(4)見直しの施策を実施することに取り組めます。

取組開始の4か月後に、全チーム合同で中間報告会を行い、これを後半4か月の取組の見直しにいかします。チームの人数、1タームの期間は企業の大小にかかわらず、変わりません。自社内で成功体験を作ること取組を身近に感じ、「自分たちも取り組んでみたい」という意識が芽生えるからです。残業が多いチームは、少し変わるだけで成果が大きく見えるため、モチベーションアップに最適です。結果が出るほど、2年目には取り組みたいという部署が出てきやすくなります。ここで会社全体に影響のある部署を巻き込み、結果を出すことで、3年目には全社へと取組が浸透していくのです。

■朝夜2通のメールで働き方を見直す

長時間労働してしまう理由を、自分以外の環境のせいにしてがちです。だからこそ、自分の働き方を客観的に見直しましょう。「朝メール・夜メール」は有効なツールです。

「朝メール」は、その日にやる仕事を15分または30分単位でブレイクダウンして、仕事を始める前に上司や同僚全員と共有します。「夜メール」では、「朝メール」通りにできたかどうか、できなかった場合はその原因を振り返り、退社前に全員に送信します。これを習慣づけると、仕事が進まない原因を分析し、今後どうすれば良いか解決策を導けるようになります。チームや自分が変えるべき課題を発見するなど、自分も組織も変わっていきます。労働時間の見直しに、「朝メール・夜メール」から始めてみませんか。

▽-----▽

株式会社ワーク・ライフバランス⇒ <https://www.work-life-b.com/>

△-----△

-----■◇取組事例◇■-----

》職場主体で取り組む「働き方改革」

味の素株式会社

食品とアミノサイエンスを柱に、グローバルに事業展開する味の素株式会社（東京都中央区）は、一人ひとりの成長と企業の継続的な発展を通じて、企業を構成する全ての従業員の豊かで実りある人生の実現と、社会の発展に貢献することをビジョンに掲げ、職場主体の「ダイバーシティ&WLB」の実現に取り組んでいます。

2013年度には、働き方改革プロジェクト「Work@A」を立ち上げ、仕事と時間の見える化を進め、決めた時間でやりきる仕事を宣言（コミット）し、時間と場所を選択すること

で生産性向上を狙いとした取組を行いました。内容は、テレワークやスーパーフレックス
タイム制度等の制度検討・仕組みづくりや ICT を活用した業務効率化、生産性向上を適切
に評価するために評価制度の改定で、特に、WEB カメラ、スケジューラーやモバイル PC・
タブレットの活用、会議室のシステム化等の ICT の活用により、業務の見える化、出張時
間・旅費の削減にもつながったそうです。

2015 年度には、最終退館時刻の前倒し（本社 21→20 時）、朝型勤務者への朝食提供（早
朝無料化）、夏期に有給休暇の計画的付与（3 日間）、通年で有給休暇取得推奨日を設定、連
続 3 日取得できる WLB 休暇（有給扱い）の導入等の仕組みの改革に加え、男性中心の残業
を前提とした働き方を変えていくために、全職場で「働き方改革」を加速させる時間生産
性向上への取組を実施。総実労働時間や有給休暇取得日数の目標数値を定め、全
組織にて具体的な取組計画を策定し、「働き方計画表」（自身の労働時間等を計画、振り
返りができるツール）等を活用して組織ごとに取り組み、「労働時間への感度」と「休暇取
得への意識」の向上を推進しています。

こうした取組により、総実労働時間は 2007 年と比較して約 100 時間の減少が見られたほ
か、従業員意識調査においても、「仕事のやりがい」「職場環境」「生産性向上」などの項目
において Yes 率が大きく向上。また、最終退館時刻の前倒しによって働き方への意識が変
化、20 時以降の在館者も激減したといえます。

同社では、更なる「働き方改革」の加速を目指し、「ダイバーシティ&WLB」の実現に向
け、仕事と生活の両立支援、時間生産性の向上、イノベーションを生み出す組織作り等
にも取り組んでいくとのことです。

▽-----▽

味の素株式会社⇒ <http://www.ajinomoto.com/jp/>

△-----△

-----■◇最新情報◇■-----

▼男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会報告書

「男性の暮らし方・意識の変革に向けた課題と方策」を公表しました。

【内閣府】（2017 年 3 月）

「男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会」では、平成 28 年 10 月 7 日の「男女
共同参画会議」における「働き方改革と表裏一体として女性活躍を加速するため、男性の
暮らし方・意識の変革に向けた方策について調査検討する」旨の決定を受け、平成 28 年 10
月から翌 29 年 2 月にかけて計 5 回の会合を実施し、今後の課題と方策について検討を行い、

その報告を取りまとめました。

報告書では、男性が家事や育児等に参画する意義として、男性自身の職業生活に寄与するなど、多くのプラス面が挙げられることなどがまとめられました。

詳細は下記ページをご覧ください。

⇒ http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kurashikata_ishikihenkaku/index.html

▼男性の働き方改革・意識改革に向けた職場のワーク・ライフ・バランス推進のための取組事例集【内閣府】（2017年3月）

内閣府仕事と生活の調和推進室では、「男性の働き方改革・意識改革に向けた職場のワーク・ライフ・バランス推進のための取組事例集」を作成しました。

企業等におけるワーク・ライフ・バランス支援の取組の中で、男性の働き方や意識の変革に結びついた15社の好事例を紹介しています。また、取組を通じて企業の業績等にプラスの効果が生じた点についても記載しています。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組は、組織の規模や予算の有無に関わらず今すぐに始められるものがあります。ぜひ、あなたの職場における取組にご活用ください。

詳細は下記ページをご覧ください。

⇒ <http://www.cao.go.jp/wlb/research.html>

▼「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2016」を公表しました【内閣府】（2017年3月）

「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」及び「仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議」では、仕事と生活の調和の実現の状況を点検・評価し、更なる取組推進を目的として「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2016 充実した生活 多様な人材 活力ある社会～ワーク・ライフ・バランスが生み出す新たな価値～」を作成しました。

本レポートでは、企業と働く者、国民、国、地方公共団体等の取組を紹介するとともに、仕事と生活の調和の実現状況を把握した上で、今後に向けた課題を洗い出し、重点的に取り組むべき事項を提示しています。

詳細は下記ページをご覧ください。

⇒ <http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/report-16/zentai.html>

▼パート労働者活躍企業好事例バンクに平成28年度パートタイム労働者活躍推進企業表彰

受賞企業の取組事例を追加しました！

【厚生労働省】（2017年3月）

厚生労働省では、パート労働者活躍企業好事例バンクに、パートタイム労働者の活躍推進のために各企業が行っている取組の内容や成果、その特徴・工夫点などを好事例として掲載しています。

このたび、この好事例バンクに、平成28年度パートタイム労働者活躍推進企業表彰受賞企業の取組事例を追加しました。受賞企業の取組には、パートタイム労働者に正社員と共通の人事評価制度を適用している、計画的・体系的な教育プログラムによりパートタイム労働者のキャリアアップを支援しているなど、様々な取組があります。

好事例バンクでは、雇用管理のポイントのほか、業種、パートタイム労働者数、地域から、取組事例を検索することができますので、パートタイム労働者の活躍推進を考える事業主の皆様の参考として、ぜひご活用ください。

詳細は下記ページをご覧ください。

⇒ <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/koujirei-bank/>

▼「あおもり女性の活躍応援宣言企業」登録

【青森県】（2017年3月）

青森県では、女性の活躍推進に係る取組促進と気運醸成を図るため、女性の活躍に取り組む県内企業等を「あおもり女性の活躍応援宣言企業」として登録し、その取組を支援します。

<女性活躍に取り組むメリット>

人口減少社会など社会情勢の変化に的確に対応し、企業等が活力を維持していくためには多様な人財の活躍を推進することが必要です。

企業等が女性活躍の推進に取り組むことによって、女性社員のモチベーションの向上、仕事の効率化、企業のイメージアップといった様々なメリットが指摘されています。

<登録企業のメリット>

1. 県が宣言企業の広報を支援します。
2. 商品や従業員募集広告等へのシンボルマーク掲載ができます。
3. 県から情報を提供します。
4. 求人票に「あおもり女性の活躍応援宣言企業」である旨を表示できます。
5. 金融機関からの借入金利優遇制度を利用できます。

詳細は下記ページをご参照ください。

⇒ <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/danjo/2015sengenkigyouboshu.html?ref=tw>

▼平成 28 年度「ふくい女性活躍推進企業」登録証交付式・「ふくいグッドジョブ女性表彰」表彰式を実施しました

【福井県】（2017 年 2 月）

平成 29 年 2 月 20 日、平成 28 年度の「ふくい女性活躍推進企業」登録証交付式及び「ふくいグッドジョブ女性表彰」表彰式を実施しました。

「ふくい女性活躍推進企業」については、今回ご登録いただいた 61 の企業・団体の代表者に、知事から登録証を交付しました。これにより、登録企業は 152 社となりました。

また、「グッドジョブ女性表彰」では、各企業において優れた成績を上げた 10 社の女性（グループ・個人）を表彰しました。

詳細は下記ページをご参照ください。

⇒ <http://www.pref.fukui.jp/doc/joseikatuyaku/ladygo/koufugoodjob290220.html>

▼イクメン・イクボス推進キャンペーンキャッチコピー決定

【島根県】（2017 年 3 月）

「イクメン」「イクボス」に対する認知や理解を深め、実践する人を増やすことを目的に、キャッチコピーの募集を行いました。全国から 2,150 点の応募があり、審査の結果、優秀賞 4 点が決定しました。

詳細は下記ページをご参照ください。

⇒

http://www1.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/syoushika/cmspprt/ikumen_ikuboss_copy_.html

▼中小企業のためのよくわかる女性活躍支援の手引き

【福岡県】（2017 年 2 月）

人口減少社会を迎えるに当たり、中小企業においては、人材の確保や育成、雇用慣行の見直しが重要な課題となっています。

こうした課題に対応するため、このたび、「中小企業のためのよくわかる女性活躍支援の手引き」を作成しました。

詳細は下記ページをご参照ください。

⇒ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/h28josei-katsuyaku-tebiki.html>

▼子育てパパの応援企業奨励金支給要綱を一部改正しました

【佐賀県】（2017年3月）

佐賀県では、男女がともに子育てしやすい環境をつくるため、男性労働者が育児休業を取得した事業主に対して奨励金を支給する「子育てパパの応援企業奨励金給付事業」を平成25年8月1日から開始しています。

今回、「子育てパパの応援企業奨励金支給要綱」を一部改正し、より利用しやすい制度へなりました。

詳細は下記ページをご参照ください。

⇒ <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00348959/index.html>

▼平成28年度第1回「浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所」の認証と表彰事業所が決定しました！

【浜松市】（2017年2月）

浜松市は平成28年度から「浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所」の認証をはじめました。浜松市内で、仕事や生活の場におけるあらゆる活動で、自らが希望するバランスで展開できる職場環境の整備やそれに対する取り組みを行っている、女性の活躍を推進している事業所が対象です。

第1回となる募集では平成28年9月15日から10月31日の間に33の事業所からご応募いただきました。その中から審査の結果、30の事業所を認証することとなりました。

詳細は下記ページをご参照ください。

⇒ <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jose/work-life/index.html>

▼大阪女性きらめき応援会議

【大阪市】（2017年3月）

これまで、大阪市では、国や他の自治体に先駆け、「大阪市女性の活躍促進アクションプラン」を策定し、女性の活躍に向けた環境づくりに取り組んできました。平成28年4月に完

全施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を追い風として、関係機関・団体との連携・協力のもと、職場・地域での女性の活躍の取組を更に加速していくため、大阪市、大阪労働局、経済団体、地域団体等が集まり、相互の連携・協働方策等について検討・協議する「大阪女性きらめき応援会議」を平成28年3月に設置しました。平成29年2月には、第2回会議を開催し、大阪市男女共同参画基本計画～第2次大阪市男女きらめき計画～等について検討・協議を行いました。

詳細は下記ページをご参照ください。

⇒ <http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000358756.html>



このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。

このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html>

バックナンバーはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへのご意見・ご要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府仕事と生活の調和推進室ホームページはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/>



—<編集後記>—

いつもご愛読ありがとうございます。3月号、いかがでしたでしょうか？

コラムでは、労働時間の削減のために何をすればいいのか、おわかりになったと思います。

朝メール・夜メールなら、明日からでもできそうですね。

来月号もお楽しみに！
